

平成 17（2005）年 7 月 30 日 改定

平成 26（2014）年 7 月 18 日 改定

令和 6（2024）年 8 月 23 日 改定

日本運動生理学会 評議員選考委員会 評議員選考内規

1. 評議員候補者は、5 年以上継続した正会員歴を有していなければならない。
2. 評議員候補者は、5 年以上の研究歴を有し、運動生理学、スポーツ医学などに関する十分な研究業績の著書、原著論文などの業績発表を有していなければならない。
3. 評議員候補者は、評議員 2 名の推薦をうけて、入会年度を明記した履歴書および業績目録を添えて、評議員会開催 2 ヶ月前迄に評議員選考委員会に申請しなければならない。
4. 日本運動生理学会の学会運営に必要と認められるものは、必ずしも上記条件を満たしていなくとも評議員選考委員会の議を経て、その推薦により評議員候補者となることができる。
5. 評議員選考委員会は、推薦された評議員候補者を審議し、評議員の資格を有すると認められたものを、理事会へ報告し、評議員会に推薦する。

付則

- 1) 運動生理学、スポーツ医学に関係する領域の研究で博士の学位を取得している場合には、上記第 1 項を 3 年以上で可とする。
- 2) 上記第 2 項の研究業績については、原則として、運動生理学、スポーツ医学に関係する筆頭原著論文が 3 編以上あることを基準として（学会誌もしくはその学術レベルに準じる学術誌であることが望ましいが、1 編程度は紀要でも可能）、評議員選考委員会で審議する。